

介護保険法第70条第1項及び第115条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

事業所番号	サービス種類	事業所名	事業所〒	事業所住所	事業所電話	事業所FAX	指定年月日	状態	申請(開設)者名	申請(開設)者住所	指定有効 期限年月日	代表者名	代表者職種
3760690143	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護 しずく	763-0055	香川県さぬき市造田是弘770-8 ヴィラナリー長尾2号棟201	070-3303-4787	—	2025/10/1	指定	The ie 合同会社	香川県丸亀市新田町77番地17	2031/9/30	津波 海	代表社員
3760290241	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーション よもぎ	763-0094	香川県丸亀市三条町889-1	0877-35-8385	0877-35-8386	2025/10/1	指定	株式会社 アスタスケア	香川県丸亀市飯山町下法軍寺536番地1	2031/9/30	土井 陽介	代表取締役
3770202137	訪問介護	訪問介護アイムホーム丸亀	7630085	香川県丸亀市飯野町東分1075-1	0877-21-1221	0877-23-5661	2025/10/1	指定	日本メディカル株式会社	香川県高松市東ハゼ町8-8	2031/9/30	藤井 篤人	代表取締役